

# 投票区等の見直し

- I 投票区の見直しについて
- II 投票環境の向上策について
- III 推進体制について

令和3年3月

坂井市選挙管理委員会

## はじめに

平成18年3月に坂井市が誕生してから、間もなく16年目に入ろうとしています。合併時に33か所あった投票区は、前回の見直し（平成21年3月答申、平成22年7月執行の参議院議員通常選挙から実施）で28か所に再編されてから、すでに10年以上が経過しています。

この間、全国的には、投票率の低下傾向が続く一方で、期日前投票を利用する有権者の大幅な増加や18歳選挙権の導入（平成28年）など、選挙をめぐる制度や社会情勢は大きく変わっています。また、様々な施設への期日前投票所の設置、共通投票所の導入、SNS等の新たな手段を活用した選挙啓発の促進といった取り組みが行われる一方で、当日投票所の削減や投票終了時刻の繰り上げなどを進める自治体も増加しています。

坂井市においても、期日前投票制度が定着してきており、投票総数に対する割合は、平成21年の衆議院議員総選挙の18.0%に比べ、令和元年の参議院議員通常選挙では、30.8%と大きく伸びています。こうした中で、投票区ごとの有権者数や面積等には、いまだ大きな差があり、前回見直し時の積み残しの課題も含めて検討する時期となっていました。

そこで、投票区間の較差を是正するとともに、効率的な投票所運営、選挙執行経費の適正化、投票環境の向上を図るため、坂井市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）では、諮問機関として、公募も含む市民代表者9名で組織する「坂井市投票区等検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置しました。

検討委員会において、投票区の区域の見直しや投票環境の向上策等について、投票所の状況、選挙費用や従事者数の状況、先進事例等を参考にしながら、調査・審議を重ねた結果、令和2年3月に市選管に答申が提出されました。

市選管では、この答申を受けて協議を重ね、この度「投票区の見直し」「投票環境の向上策」について実施方針をまとめました。

## 1 投票区の現状

坂井市における令和2年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は、74,926人で、市内28投票区に区分されています。

現在の投票区は、平成21年3月に見直しを行ったものの、依然として投票区の区割りについて較差が生じています。

投票区ごとの有権者数を見ると、1,000人未満の投票区は2箇所あり、最も少ない投票区は278人、最も多い投票区は5,441人と、その差は約19倍となっています。

前回の見直しでは投票所のバリアフリーについても検討を行いましたが、現在の投票所については、コミュニティセンターや小学校など、整備、改修が進み、おおむね段差解消（バリアフリー）が図られ、投票しやすい環境が整えられています。

### 【投票区の現状】

	三国	丸岡	春江	坂井	計
投票区数	9	9	5	5	<b>28</b>

## 【投票所の現状】

(令和2年12月1日現在)

投票区	投票所	コミセン	小学校区	登録者数	面積(km <sup>2</sup> )
第1投票区	三国南小学校	三 国	三国南小	2,373	0.75
第2投票区	三国コミュニティセンター		三国北小	2,781	1.3
第3投票区	雄島小学校	雄 島	雄島小	3,262	4.49
第4投票区	海浜自然公園センター			1,506	5.13
第5投票区	加戸・公園台コミュニティセンター	加戸・公園台	加戸小	2,018	9.28
第6投票区	三国運動公園健康管理センター			1,984	0.47
第7投票区	新保コミュニティセンター	新 保	三国西小	792	4.77
第8投票区	浜四郷コミュニティセンター	浜 四 郷		1,751	15.38
第9投票区	三国木部コミュニティセンター	三国木部	三国南小	1,316	4.79
		三国東部			
(三国町 計)		7 コミセン	5 小学校	17,783	46.36
第10投票区	鳴鹿コミュニティセンター	鳴鹿・鳴鹿第2	鳴鹿小	1,494	12.96
第11投票区	磯部コミュニティセンター	磯 部	磯部小	3,598	3.07
第12投票区	よつば保育園			2,866	3.43
第13投票区	高椋東部コミュニティセンター	高椋東部	明章小	1,888	6.66
第14投票区	坂井市役所丸岡支所	高 椋	高椋小	4,822	4.86
第15投票区	高椋西部コミュニティセンター	高椋西部		1,382	3.33
第16投票区	丸岡城のまちコミュニティセンター	丸岡城のまち	平章小	4,566	1.69
第17投票区	丸岡総合福祉保健センター(霞の郷)	長畝・長畝第2	長畝小	4,928	20.81
第18投票区	竹田コミュニティセンター			竹田	278
(丸岡町 計)		10 コミセン	6 小学校	25,822	107.27
第19投票区	江留上コミュニティセンター	江 留 上	春江小	3,071	0.8
第20投票区	春江中コミュニティセンター	春 江 中		5,441	4.98
第21投票区	春江西コミュニティセンター	春 江 西	春江西小	4,911	7.73
第22投票区	春江北幼保園	大 石	大石小	3,328	8.54
第23投票区	春江東コミュニティセンター	春 江 東	春江東小	3,958	2.34
(春江町 計)		5 コミセン	4 小学校	20,709	24.39
第24投票区	東十郷コミュニティセンター	東 十 郷	東十郷小	3,837	6.45
第25投票区	坂井老人福祉センター			1,544	5.72
第26投票区	大関コミュニティセンター	大 関	大関小	2,363	6.3
第27投票区	兵庫コミュニティセンター	兵 庫	兵庫小	1,375	4.66
第28投票区	坂井木部児童館	坂井木部	木部小	1,493	8.52
(坂井町 計)		4 コミセン	4 小学校	10,612	31.65
28投票区		26 コミセン	19 小学校	74,926	209.67

## 2 投票区に関する課題と目的、見直しの考え方

前回の見直しでは、見直し後について「今後も社会情勢等の変化に応じて、投票区等の見直しに取り組んでいくこと」とされていました。

全国では、期日前投票所の利用が大幅に伸びる一方で、令和元年の参院選では、前回参院選と比べ、当日投票所が858カ所減少し、投票終了時刻を繰り上げる投票所も全体の35%に上っています。

坂井市でも、投票総数に対する期日前投票の割合は、平成21年衆院選の18.0%に比べ、令和元年の参院選では、30.8%と大きく伸びています。これに伴い、期日前投票への従事職員の増加が求められています。また、行政改革等により職員数が減る中で、投票事務従事者の確保難や長時間にわたる投票事務などから、投票管理者や投票立会人の選任も容易ではなくなってきました。

また、投票所の統合などに関する前回見直し時の積み残しの課題も検討する時期を迎えています。

こうした社会情勢の変化や課題に対応し、将来にわたって公正な投票環境を安定的に維持し、市内の投票区の均衡と公平性の確保を図ることを目的として、次に掲げる一定の基準に基づき、投票区等の見直しを行うこととします。

### ○ 投票区・投票所に関する見直しの基準

- ① 投票区は、小学校の学校区・通学区域を基本とする
- ② 投票区は、自治会（町内・区）単位の集まりとする
- ③ 1投票区あたりの有権者数は7,000人未満とする
- ④ 有権者の住居から投票所となる施設までの距離（半径）については、おおむね5km以内とする
- ⑤ 投票区は、有権者の利便性や投票所の立地などを考慮しながら適宜見直しする

※なお、見直しによって変更となる投票区のうち、小学校区とコミセン区域等になぜがある自治会等については、地区の一体性と有権者の利便性のバランスに配慮しつつ調整することとします。

### 3 実施時期について

令和3年10月までに執行される衆議院議員総選挙から実施することとします。ただし、急な解散等により、周知期間や準備期間が整わない場合は、その後の選挙から実施します。

### 4 投票区の見直しについて

投票区及び投票所は、下記及び(1)のとおり、28カ所を20カ所とします。

今回の見直しにより、投票所となる施設までの距離(半径)が一定以上となる投票区については、(2)のとおり臨時期日前投票所の設置により対応するとともに、午前7時から午後8時までの投票時間を最大限に活用してもらうことや、期日前投票について広く周知するなど、棄権防止に向けた啓発を実施します。

(令和2年12月1日現在)

	登録者数	面積	投票区数		増減	1投票区あたり平均登録者数	参 考	
			現行	見直し案			小学校	コミセン
三国	17,783	46.36	9	5	△ 4	3,557	5	7
丸岡	25,822	107.27	9	6	△ 3	4,304	6	10
春江	20,709	24.39	5	5	—	4,142	4	5
坂井	10,612	31.65	5	4	△ 1	2,653	4	4
計	74,926	209.67	28	20	△ 8	3,746	19	26

(1) 投票区・投票所再編案

●→ 投票区が変更となる場合  
 ●.....→ 一部自治会が変更となる場合

【 現 状 】

投票区	投票所	コミセン	小学校区	R2.12.1 登録者数	面積 km <sup>2</sup>	最長 距離	ポスター 掲示場	R1参院 従事者数
第1投票区	三国南小学校	三 国	三国南小	2,373	0.75	1.0	7	11
第2投票区	三国コミュニティセンター		三国北小	2,781	1.30	1.0	7	11
第3投票区	雄島小学校	雄 島	雄島小	3,262	4.49	2.0	8	12
第4投票区	海浜自然公園センター		雄島小	1,506	5.13	2.7	8	10
第5投票区	加戸・公園台コミュニティセンター	加戸・公園台	加戸小	2,018	9.28	2.9	9	11
第6投票区	三国運動公園健康管理センター		加戸小	1,984	0.47	1.1	5	10
第7投票区	新保コミュニティセンター	新 保	三国西小	792	4.77	1.3	6	10
第8投票区	浜四郷コミュニティセンター	浜四郷	三国西小	1,751	15.38	2.7	9	10
第9投票区	三国木部コミュニティセンター	三国木部	三国南小	1,316	4.79	3.0	6	10
		三国東部						
	(三国町 計9)	7コミセン	5小学校	17,783	46.36		65	95
第10投票区	鳴鹿コミュニティセンター	鳴鹿・鳴鹿第2	鳴鹿小	1,494	12.96	1.9	7	10
第11投票区	磯部コミュニティセンター	磯 部	磯部小	3,598	3.07	1.6	5	12
第12投票区	よつば保育園			磯部小	2,866	3.43	1.4	8
第13投票区	高椋東部コミュニティセンター	高椋東部	明章小	1,888	6.66	1.7	7	10
第14投票区	坂井市役所丸岡支所	高 椋	高椋小	4,822	4.86	2.0	9	14
第15投票区	高椋西部コミュニティセンター	高椋西部		1,382	3.33	1.6	6	10
第16投票区	丸岡城のまちコミュニティセンター	丸岡城のまち	平章小	4,566	1.69	1.5	9	14
第17投票区	丸岡総合福祉保健センター(霞の郷)	長畝・長畝第2	長畝小	4,928	20.81	2.7	14	14
第18投票区	竹田コミュニティセンター	竹 田		278	50.46	1.1	4	9
	(丸岡町 計9)	10コミセン	6小学校	25,822	107.27		69	104
第19投票区	江留上コミュニティセンター	江留上	春江小	3,071	0.80	0.9	7	11
第20投票区	春江中コミュニティセンター	春江中		5,441	4.98	1.7	10	14
第21投票区	春江西コミュニティセンター	春江西	春江西小	4,911	7.73	2.3	9	14
第22投票区	春江北幼保園	大 石	大石小	3,328	8.54	2.6	10	12
第23投票区	春江東コミュニティセンター	春江東	春江東小	3,958	2.34	1.2	8	12
	(春江町 計5)	5コミセン	4小学校	20,709	24.39		44	63
第24投票区	東十郷コミュニティセンター	東十郷	東十郷小	3,837	6.45	2.2	11	12
第25投票区	坂井老人福祉センター			東十郷小	1,544	5.72	2.0	8
第26投票区	大関コミュニティセンター	大 関	大関小	2,363	6.30	2.3	10	11
第27投票区	兵庫コミュニティセンター	兵 庫	兵庫小	1,375	4.66	1.6	5	10
第28投票区	坂井木部児童館	坂井木部	木部小	1,493	8.52	2.5	9	10
	(坂井町 計5)	4コミセン	4小学校	10,612	31.65		43	54
合計28投票区		26コミセン	19小学校	74,926	209.67		221	316

【 再編後 】

投票区	投票所	変更後 登録者数	面積 km <sup>2</sup>	最長 距離	ポスター 掲示場	想定 従事者数	駐車場	冷暖房 対応
第1投票区	三国南小学校	3,689	5.54	3.8	10	12	○	△
第2投票区	三国コミュニティセンター	3,686	1.50	1.1	5	12	○	○
第3投票区	雄島小学校	4,460	9.55	2.3	11	13	○	○
第4投票区	加戸・公園台コミュニティセンター	3,405	9.62	2.9	10	12	○	○
第5投票区	三国西小学校	2,543	20.15	3.4	10	11	○	○
	(三国町 計5、△4)	17,783	46.36		46	60		
第6投票区	鳴鹿コミュニティセンター	1,494	12.96	1.9	5	10	○	○
第7投票区	磯部コミュニティセンター	6,335	6.48	2.6	10	15	○	○
第8投票区	高椋東部コミュニティセンター	2,017	6.68	1.8	6	10	○	○
第9投票区	坂井市役所丸岡支所	6,204	8.19	2.9	11	15	○	○
第10投票区	丸岡城のまちコミュニティセンター	4,566	1.69	1.5	7	13	○	○
第11投票区	丸岡総合福祉保健センター(霞の郷)	5,206	71.27	5.0	12	14	○	○
	(丸岡町 計6、△3)	25,822	107.27		51	77		
第12投票区	江留上コミュニティセンター	3,071	0.80	0.9	6	11	○	○
第13投票区	春江中コミュニティセンター	5,441	4.98	1.7	9	14	○	○
第14投票区	春江西コミュニティセンター	4,911	7.73	2.3	8	13	○	○
第15投票区	大石コミュニティセンター	3,328	8.54	2.6	8	12	○	○
第16投票区	春江東コミュニティセンター	3,958	2.34	1.2	6	12	○	○
	(春江町 計5)	20,709	24.39		37	62		
第17投票区	坂井市役所本庁舎	5,381	12.17	2.5	14	14	○	○
第18投票区	大関コミュニティセンター	2,363	6.30	2.3	7	11	○	○
第19投票区	兵庫コミュニティセンター	1,375	4.66	1.8	5	10	○	○
第20投票区	坂井木部児童館	1,493	8.52	2.5	7	10	○	○
	(坂井町 計4、△1)	10,612	31.65		33	45		
合計20投票区		74,926	209.67		167	244		

※1：小学校区を基本としつつ、旧第19投票区と旧第20投票区を統合すると県内最大規模の投票区（8,486人）となることや、今後も人口増加が見込まれる地区であることなどから、これら2投票区を現行どおりとした20投票区とする

※2：新第1投票区の三国南小学校については、現行どおり、冷暖房が可能な会議室での実施を進めるが、場合により小体育館の使用も視野に入れることとする（選挙時期により、扇風機やストーブで対応）

## (2) 臨時期日前投票所

今回の見直し基準では、投票所となる施設までの距離（半径）をおおむね5 km 以内としたところですが、前回見直し時の基準では、3 km 以内でした。この点に関して、投票環境の維持と社会の高齢化の進展等のバランスを考慮し、今回の見直しにより、投票所となる施設までの距離（半径）が3 km 以上となる次の投票区については、臨時期日前投票所（※）を設置することとします。

ただし、臨時期日前投票所を設置した結果、利用者が少なく、設置効果が薄いと市選管が判断する場合には、以降の選挙においては設置しないこととします。

### 【3 km 以上となる投票区】

- ・旧第18投票区（竹田コミュニティセンター、5 km）
- ・旧第9投票区（三国木部コミュニティセンター、3.8 km）
- ・旧第8投票区（浜四郷コミュニティセンター、3.4 km）

（※）臨時期日前投票所：期日前投票期間のうち、一定の時間について、旧投票所等を会場に開設する臨時の期日前投票所

## (3) 投票所の開設時間等の見直し

現在、当日投票所は午前7時から午後8時まで開設していますが、小規模な投票所では、特に夜間（午後6時から8時）の利用が少ないところがあります。また、4か所で開設している期日前投票所については、開設当初や夜間の利用が少ない状況も見受けられます。

しかし、今後も期日前投票の利用が伸びることが見込まれるとともに、ライフスタイルの多様化、有権者の利便性等の観点から、開設時間の見直しについては、引き続き調査、研究を行うこととします。

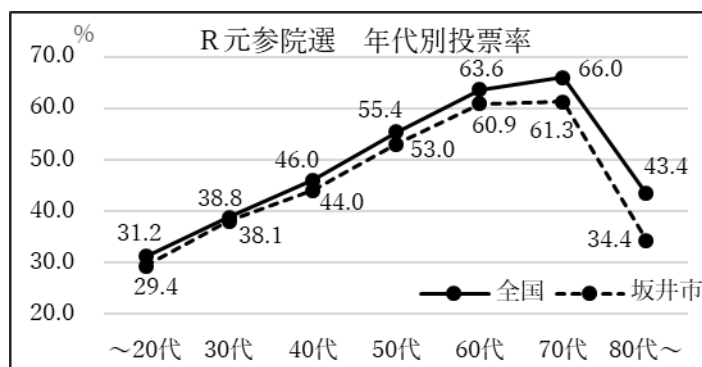


## 1 投票を取り巻く現状

### (1) 投票率の推移

近年、全国的に投票率の低下が指摘され、令和元年 7 月の参院選でも、投票率（選挙区）は 48.80% と 24 年ぶりに 50% を割る低投票率となりました。年代別の投票率では、10 歳・20 歳代が 31.2%、30 歳代が 38.8% となっています。坂井市においても、60 歳代が 60.9%、70 歳代が 61.3% であるのに対し、10・20 歳代が 29.4%、30 歳代 38.1% となっています。いずれの選挙でも、若年層の投票率は他の年代と比べて低い水準にとどまっています。

投票率の向上に向けては、有権者の投票行動の変化に合わせ、より投票しやすい環境を整備するとともに、若年層の政治に関する関心を高め、選挙に対する意識、動機づけを図ることも必要です。



### (2) 投票所の設置状況

#### ア 当日投票所

##### I-1 【投票所の現状】 のとおり

#### イ 期日前投票所

坂井市では、本庁舎と三国、丸岡、春江の各支所に期日前投票所を設置しており、位置的にもバランスよく配置され、市内のどの期日前投票所でも投票することができ、利用率も伸びています。

また、公職選挙法では、市内に 1 カ所以上の期日前投票所を、告示日（公示日）の翌日から投票日前日までの全期間設置することを定めています。市では、市内 4 つの期日前投票所すべてを全期間開設しており、過去の実績に基づき、柔軟に人員配置を行っているところです。

## 2 今後の具体的方策について

### (1) 新たな期日前投票所の設置

#### ア 公共交通機関の駅

公共交通機関の駅は、通勤、通学客など多くの市民が利用するため、期日前投票所の設置により、投票機会の確保だけでなく、駅利用者への選挙啓発の観点からも効果が期待できます。

そこで、本庁舎の期日前投票所に比較的近くはあるものの、設置可能なスペースがあるJR丸岡駅内において、まずは試行的に設置します。

#### イ 県立高校

18歳選挙権の導入により、誕生日を迎えた高校3年生が有権者となっています。初めての選挙で投票すると、以降の選挙においても投票する傾向があるため、若年者への選挙啓発の観点からも、高校での期日前投票は意義があります。

そこで、対象者は少ないものの、まずは試行的に設置を進めます。ただし、選挙によっては、18歳到達者が少ない時期や受験直前の時期になることもあるため、導入については、選挙期日に応じて、学校の理解と協力のもとに柔軟に進めます。

#### ウ その他

商業施設や市立三国病院等での設置については、既存の期日前投票所と比較的近く、運用面や費用面での課題も多くあります。そのため、将来的に何らかの事情により、支所で期日前投票所が開設できない場合の代替策として、引き続き調査、研究を進めます。

### (2) 当日投票所でのバーコード受付の導入

現在、期日前投票所においては、入場券に印刷されたバーコードを用いて受付事務が行われていますが、当日投票所では、当日投票受付用システムがまだ構築されていないため、導入されていません。しかしながら、混雑時における待ち時間の短縮や名簿対照事務の軽減などに効果が見込めることから、できる限り早い時期でのシステム構築と導入を進めます。

### (3) 期日前投票所への移動支援

現在、有権者は、投票所まで徒歩や自家用車等で来所しています。その中で、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者と言われる有権者についても、できる限り投票機会を確保する必要があります。

そこで、期日前投票所までの移動支援として、投票所入場券を活用することにより、投票を目的としたコミュニティバスの乗車について無料化します。

### (4) 選挙啓発等

現在、選挙時には各種啓発物の掲示や街頭での呼びかけ、平常時には小学校及び高等学校での出前講座開催、成人式等での啓発物資の配布等の啓発活動を行っていますが、若年層の投票率は非常に低い状況が続いています。そこで、これからの社会を担う若年層を中心に、投票率向上や積極的な政治参加を促すために、下記をはじめとして、様々な選挙啓発の手法や費用対効果等を調査、研究し、積極的に取り組みます。

#### ア 選挙への関心を高めるために

身近な選挙を通して民主主義の基本を体験するために、学校の理解と協力のもとに、中学校の生徒会選挙等の際に出前講座を実施します。

#### イ 選挙情報に触れる機会を増やすために

選挙時における検索サイト等への広告掲載や、SNS の活用など若い世代が利用する媒体により情報発信することで、選挙の情報に触れる機会を増やします。

#### ウ 投票所を身近に感じてもらうために

最初の選挙で投票に行くと、その後も投票に行く割合が高く、また、高校生は親と一緒に投票所へ行くとの調査結果があります。そこで、最初の選挙は親子で投票所に足を運んでもらえるよう、入場券発送時に親子での投票を呼び掛けるチラシを同封します。

また、18歳未満の子供が親と一緒に投票所へ入場し、投票所の雰囲気を感じることができることをPRするため、小学校高学年の児童に対してチラシを配布します。

坂井市の厳しい財政状況の中で、行政改革の推進はすべての事務において避けて通ることができない重要課題であり、社会情勢の変化に合わせて、投票区等を見直し、効率的な選挙の執行体制を整えることは必要不可欠であると考えます。しかしながら、選挙は、市民が直接政治に参加できる貴重な機会であり、誰にでも優しく投票しやすい環境を整えることが最も重要であるとの認識に立ち、投票区等の見直しによって投票率の低下を招かないよう様々な取り組みを実施します。

また、情報技術（ICT）の進歩等により、電子投票など、選挙を取り巻く社会情勢が急速に変化することも想定されます。今後とも、先進事例の調査、研究を進めるとともに、柔軟な推進体制をとっていきます。

## ポスター掲示場について

公設のポスター掲示場の数は、公職選挙法に基づき投票区ごとにその選挙人名簿登録者数と面積により算出され、ポスター掲示場を設置することが困難である等の特別の事情がある場合は、その数を減少することができるようになっています。坂井市では、現在、221箇所のポスター掲示場が設置されています。

投票区の見直しに伴い、ポスター掲示場の設置数は市内全域で54カ所減少し、変更後のポスター掲示場の設置数は、167カ所になります。

## 【ポスター掲示場の状況】

	面積	登録者数	ポスター掲示場の設置数		増減
			現行	再編後(見込)	
三国	46.36	17,783	65	46	△ 19
丸岡	107.27	25,822	69	51	△ 18
春江	24.39	20,709	44	37	△ 7
坂井	31.65	10,612	43	33	△ 10
計	209.67	74,926	221	167	△ 54

## 【参考】 &lt;法定数（公職選挙法施行令第111条）&gt;

選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000人未満	2k㎡未満	5ヶ所
	2k㎡以上4k㎡未満	6ヶ所
	4k㎡以上8k㎡未満	7ヶ所
	8k㎡以上	8ヶ所
1,000以上 5,000人未満	4k㎡未満	7ヶ所
	4k㎡以上8k㎡未満	8ヶ所
	8k㎡以上	9ヶ所
5,000人以上 10,000人未満	4k㎡未満	8ヶ所
	4k㎡以上	9ヶ所
10,000人以上	4k㎡未満	9ヶ所
	4k㎡以上	10ヶ所

## 投票区の区域について（再編後）

投票区	投票区の区域
第1	四日市 新町 三国東 三国東団地 森町 岩崎 玉井 中元 御所垣内 安養寺 大門 代官屋敷 観音 山上西 栄町 汐見 殿島 上西 下西 東下西 上緑 下緑 新緑 松ケ下 元新 上旭 下旭 石切場 上台 下台 竹松 西今市 藤澤 玉江 石丸 野中 油屋 楽円 請地 請地2 金井 川崎 池見
第2	平野 久宝持 日和山 桜町 喜宝 南末広 北末広 上錦 下錦 下新 温泉 立田団地 中央 橋本 堅 上横 上真砂 下真砂 東滝本 西滝本 西滝谷 仲滝谷 浜滝谷 つつじが丘 グリーンハイツ 緑ケ 丘 桜ケ丘 新緑ケ丘団地
第3	宿 新宿一丁目 新宿二丁目 米ケ脇 安島 崎 マリントウン崎 梶 浜地 陣ケ岡 広野宿舎 陣ケ 岡2 鐘場
第4	運動公園 野山 運動公園三丁目 緑ケ丘五丁目 覚善東 覚善 覚善2 旭台 加戸東 鴨池 加戸西 平山 美保 西谷 嵩 池上 城ケ原 水居 水居団地
第5	新保 横越 下野 西野中 山岸 黒目 ニュータウン黒目 ポートタウン パープルタウン黒目 米 納津 沖野々
第6	東二ツ屋 上金屋 楽間 為安 寄永 友末 坪ノ内 下久米田上 下久米田下 上久米田 近庄 六呂 瀬 金元 新鳴鹿1丁目 新鳴鹿2丁目 新鳴鹿3丁目
第7	南横地1区 南横地2区 南横地3区 北横地1区 北横地2区 北横地3区 北横地4区 四ツ屋 磯部新保1区 磯部新保2区 羽崎 九頭竜大橋 宇随 磯部福庄 熊堂 磯部島 磯部島2区 四郎 丸 今市 反保 八丁 上安田 安田新 下安田 新九頭竜1区 新九頭竜2区 高柳3区
第8	南今市 儀間 牛ヶ島 高瀬 豊原高瀬 筑後清水 四ツ柳 北四ツ柳 高田 油為頭 板倉 葉咲野 野 中山王 大森 山崎三ヶ 未政 未政2区 新聞
第9	西瓜屋1の1 西瓜屋1の2 西瓜屋1の3 西瓜屋2区 西瓜屋3区 西里丸岡1区 西里丸岡2 区 西里丸岡3区 ニュー一本田 一本田中 一本田 笹和田 舟寄1区 舟寄2区 舟寄3区 舟寄 4区 舟寄5区 舟寄新 長崎 長崎新 一本田新1区 一本田新2区 一本田新3区 一本田新4区 共栄 今福 今福2区 八ッ口 高柳 高柳2区 吉政 寅国 竜北 泉 雇用促進 猪爪 猪爪新1区 猪爪新2区 猪爪新3区
第10	八幡町 下谷 中谷 上谷 上富田 中富田 下富田 上石城戸 中石城戸 下石城戸 三ヶ町 竹田口 東組 東陽2丁目 新町 上本町 室町 小人町 乾町 上田町 荒町 松川町 新松川町 北霞1区 北 霞2区 北霞3区 北霞4区 南霞1区 南霞2区 南霞3区 南霞4区 城南 城東 霞ケ丘1区 霞 ケ丘2区 霞ケ丘3区 霞ケ丘4区 一本田福所 一本田福所2区 乾下田 田町 朝陽 栄 グリー ン栄 針ノ木 朝陽2丁目 御幸
第11	松川 城北1区 城北2区 城北3区 城北4区 城北5区 宇田 玄女 千田 上長畝 下長畝 山久 保 女形谷 かすみヶ丘学園 赤坂 伏屋 三本木 与河 畑中 田屋 豊原 曾々木 内田 舂田 小黒 篠岡 石上 里丸岡 今町 東陽 愛宕 文京 八ヶ郷1区 川上 坪江 乗兼 堀水 里竹田 曾谷 岡 山口 山竹田
第12	江留上大和 江留上本町 江留上緑 江留上日の出 江留上旭 江留上中央 江留上昭和 江留上新 町 江留上錦
第13	為国幸 為国中区 為国西の宮 為国亀ヶ久保 新為国 境上町 境元町 江留下西 江留下宇和江 江留下屋敷 沖布目 沖布目豊島 大針 藤鷲塚 江留中 随応寺 東太郎丸

第14	本堂 西太郎丸 矢島 千歩寺 中庄 針原東 針原西 針原平柳 ガーデンハイツ春江 田端 高江 京町 京町南 松木 金剛寺 安沢 福町
第15	春日野 大牧 リリータウン 井向 西長田 石塚 取次 正善 布施田新 姫王 定広 木部西方寺 辻 上小森 上小森室町 下小森 堀越
第16	中筋 中筋西 中筋東 中筋駅前 中筋三ツ屋 中筋北浦南 中筋北浦北 中筋大手 正蓮花 寄安 寄 安金戸 定重 石仏 いちい野 いちい野北 いちい野中央
第17	宮領 北宮領 中宮領 西宮領 田島 田島新 華水木 田島窪 若宮 若宮新 東若宮 福島 新福島 東長田 徳分田 上新庄 駅前 上新庄新町 新庄 下新庄 日の出 夢咲の街 長畑 定旨 五本 河和 田 長屋 長屋さくら台 御油田 朝日 朝日住宅 けやき野
第18	館 小路 関中 安光 豊楽園 上関 島田 大関大正 東 下蔵 上蔵 南蔵垣内 鯉 西 東中野 新東 中野 大味上 大味中 大味下 新大味 花の町1丁目 花のまち2丁目 大味春日
第19	上兵庫 中の江 下兵庫 相生
第20	清永 島 木部東 東荒井 蛸 高柳 今井 折戸 木部新保